

令和6年10月分（12月支給分）から 児童手当制度が拡充されます

※拡充分の手当を受給するには、申請が必要な場合があります。必ず裏面の「支給手続き」をご確認ください。

拡充内容

●支給期間を高校生年代まで延長

支給期間を高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで延長します。

●所得制限撤廃

親等の所得によらず、高校生年代までの児童全員が支給対象となります。

●多子加算の拡充

第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に増額します。

※多子加算の例

※多子加算のカウント方法について、大学生年代（22歳到達後、最初の3月31日までにいる子）の子が、親等の経済的負担がある場合にカウント対象となります。

| 子の年齢 | 算定 | 支給金額（月額） | 子の年齢 | 算定 | 支給金額（月額） |
|------|-----|----------|------|-----|----------|
| 21歳 | 第1子 | - | 23歳 | 対象外 | - |
| 17歳 | 第2子 | 10,000円 | 17歳 | 第1子 | 10,000円 |
| 14歳 | 第3子 | 30,000円 | 14歳 | 第1子 | 10,000円 |

●支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が、偶数月の年6回となります。

支給額

| 支援対象 | 児童手当（月額・1児童あたり） | |
|----------|-----------------|------------------|
| 0～3歳未満 | 15,000円 | 第3子以降 30,000円 |
| 3歳～高校生年代 | 10,000円 | |

申請期限

令和6年11月1日（金）必着

※申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月31日（月）までは申請を受け付けます。ただし、申請期限を過ぎた場合は、拡充分の児童手当が遅れて支給されます。また、令和7年4月以降に申請した場合は、申請した翌月分から拡充分を支給します。この場合、申請が遅れた月分の児童手当は支給できませんので、お早めに手続きしてください。

申請対象者

児童手当または特例給付を受給していますか

はい ↓

いいえ ↓

18歳～22歳（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子がおり、22歳以下の子が全員で3人以上いますか

18歳～22歳（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子がおり、22歳以下の子が全員で3人以上いますか

はい ↓

いいえ ↓

はい ↓

いいえ ↓

申請必要
(下記A～)

申請不要 ※

申請必要
(下記B～)

申請必要
(下記C～)

※すでに児童手当や特例給付を受給しており、高校生年代の子がいる世帯や第3子以降の子がいる世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とするため、**申請手続きは不要**です。支給日までに通知書を送付します。

申請対象者

下記の提出書類を、保健福祉課福祉係へ提出してください。

申請対象者 A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・ 子の在留カードの写し（外国籍の場合のみ）

申請対象者 B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 請求者の健康保険証の写し
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち、住民票上他の自治体に在住している児童がいる場合）

申請対象者 C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 請求者の健康保険証の写し
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち、住民票上他の自治体に在住している児童がいる場合）

※監護相当・生計費の負担についての確認書の審査において、送金記録の写しや18歳～22歳の子の健康保険証の写しを求めることがあります。

お問い合わせ

津別町役場保健福祉課福祉係（1階6番窓口）

電話 0152-77-8381（平日午前8時30分～午後5時15分）